

第7章 方法書対象地域

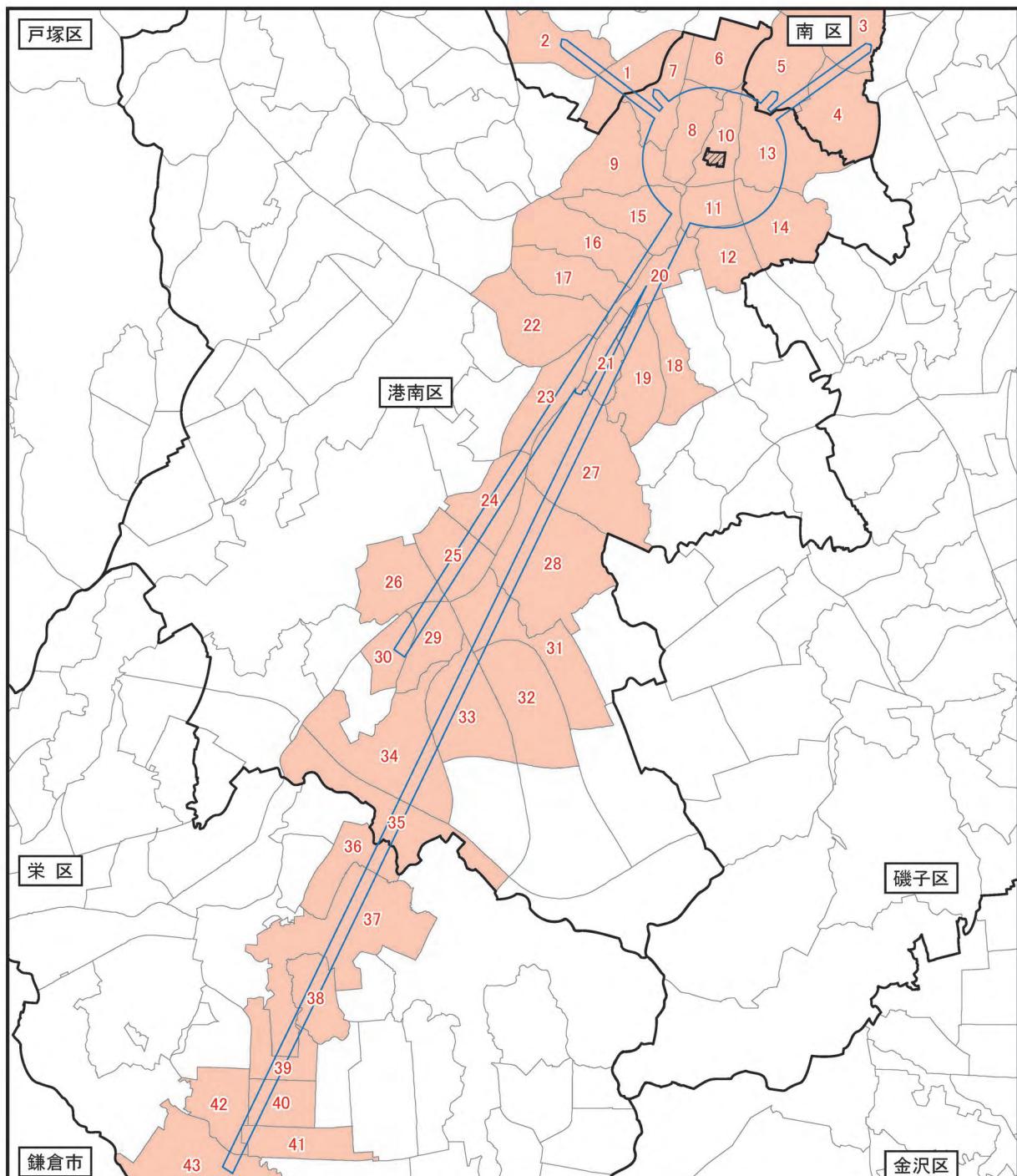
「横浜市環境影響評価条例」にある方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、以下に示す範囲を包含する図7-1に示す範囲に属する町丁の全域とした。なお、方法書対象地域の町丁は、表7-1に示すとおりです。

- ・工事中の建設機械の稼働、存在・供用時の施設の稼働等に伴い、大気汚染物質、騒音及び振動等による影響を受けやすいと考えられる対象事業実施区域境界から約100mの範囲
- ・工事用車両の走行に伴い、大気汚染物質、騒音及び振動による影響が及ぶと想定される道路沿道を含む範囲
- ・対象事業の実施による日影の影響が及ぶと想定される範囲
- ・対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害が生じ、影響が及ぶと想定される範囲
- ・対象事業の実施により局所的な風向・風速の変化が生じ、強風現象の影響が及ぶと想定される本事業の計画建築物最高高さの2倍（約358m）の範囲
- ・対象事業の実施により地域交通に影響が及ぶと想定される範囲

表7-1 方法書対象地域

区名	No.	関係町丁名	区名	No.	関係町丁名
南区	1	別所三丁目	港南区	23	日野五丁目
	2	別所五丁目		24	日野七丁目
	3	大岡三丁目		25	日野八丁目
	4	大岡四丁目		26	日野九丁目
	5	大岡五丁目		27	日野中央一丁目
港南区	6	最戸一丁目		28	日野中央二丁目
	7	最戸二丁目		29	日野南一丁目
	8	大久保一丁目		30	日野南二丁目
	9	大久保二丁目		31	港南台一丁目
	10	上大岡西一丁目		32	港南台二丁目
	11	上大岡西二丁目		33	港南台三丁目
	12	上大岡西三丁目		34	港南台四丁目
	13	上大岡東一丁目		35	港南台九丁目
	14	上大岡東二丁目	栄区	36	若竹町
	15	港南一丁目		37	上郷町の一部
	16	港南二丁目		38	亀井町
	17	港南三丁目		39	桂台北
	18	港南五丁目		40	桂台中
	19	港南六丁目		41	桂台南一丁目
	20	港南中央通		42	桂台西二丁目
	21	日野一丁目		43	公田町
	22	日野二丁目			

注) 表中のNo.は図7-1に対応します。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  区 界
-  町 丁 界
-  対象事業の実施により影響が及ぶと想定される範囲
-  方法書対象地域

注) 図中のNo.は表7-1に対応します。

図7-1 方法書対象地域

S=1/40,000
0 200m 1km

